

2010年1月15日

御中

株式会社タニタハウジングウェア
CS推進課

換気棟「防火仕様」に対する法的解釈

御世話になります。

この度は、換気棟防火仕様に関するお問い合わせを頂き誠にありがとうございます。

早速ですが、お問い合わせの、換気棟「防火仕様」の法的解釈について、ご説明をさせていただきます。

まず、軒裏吸気口と違い、換気棟に対する防火認定（大臣認定）は存在しません。換気棟防火仕様に対する技術基準が無いため、大臣認定も存在しないという解釈になります。

よって、換気棟開口部を火災発生時に遮蔽する機能を待っている事を防火仕様としています。

弊社換気棟「棟まどS形・防火仕様」（他 Sシリーズ防火仕様）は試験結果において、有効な遮蔽性能を示した事をご報告いたします。

換気棟の防火仕様については法的解釈が曖昧な部分であり、工務店様や設計事務所様でもお問い合わせの多い部分です。弊社としては、ご心配の念を払拭できるように「防火仕様」というものを準備させていただきました。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

尚、換気棟に使用している素材の不燃材番号は準備しておりますので、ご入用の際はご用命ください。

以上